

大和市立病院における個人情報の保護に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市立病院における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第15号。以下「条例」という。）及び大和市保有個人情報等取扱規程（平成27年大和市訓令第12号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語は、法、条例及び規程において使用する用語の例による。

(大和市立病院統括保護管理者)

第3条 大和市立病院に大和市立病院統括保護管理者1人を置き、病院長をもって充てる。

2 大和市立病院統括保護管理者は、大和市立病院における保有個人情報等の管理に関する事項を統括する任に当たる。

(保護責任者)

第4条 大和市立病院における規程第4条第1項に規定する保護責任者は、病院事務局長をもって充てる。

(個人情報管理責任者)

第5条 大和市立病院における規程第6条第1項に規定する個人情報管理責任者は、病院総務課長をもって充てる。

(大和市立病院個人情報管理委員会)

第6条 保護責任者は、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため、大和市立病院個人情報管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設け、定期又は隨時に開催するものとする。

2 委員会の長は、保護責任者とする。

3 委員会の委員は、大和市立病院の職員のうち保護責任者が必要と認める者とする。

4 委員会の庶務は、病院総務課において行う。

5 大和市立病院統括保護管理者は、オブザーバーとして委員会に出席することができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、保護責任者が委員会に諮って定める。

(個人情報保護方針)

第7条 大和市立病院統括保護管理者は、個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、個人情報の保護に関する基本方針、適正利用等を明記した個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定し、公表するものとする。

(利用目的の特定)

第8条 職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(利用目的による制限)

第9条 職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 法令（条例を含む。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

(適正な取得)

第10条 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術目的で取得する必要があるとき。
- (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者等により公開されている場合
(取得に際しての利用目的の通知等)

第11条 職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより市立病院の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(第三者提供の制限)

第12条 職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ること

が困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

(開示請求に係る措置)

第13条 開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に、法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、法第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 3 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正請求に係る措置)

第14条 訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

- 2 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に係る措置)

第15条 利用停止請求があったときは、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、市立病院における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をす

ることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(ソーシャルメディアの利用について)

第16条 職員（委託事業者等の当院で勤務する者を含む。以下この条において同じ。）は、ソーシャルメディア（ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、電子掲示板、動画共有サイト、口コミサイト等の不特定多数のユーザーが情報発信でき、又は相互に情報をやり取りできるインターネット上のメディアをいう。以下同じ。）を利用するときは、次に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) 当院の職員という立場で、ソーシャルメディアを利用する場合、法令、例規、個人情報保護方針等を必ず遵守すること。
- (2) 公立病院で勤務する者としての守秘義務に従い、業務上知り得た情報を発信しないこと。
- (3) 基本人権、肖像権、プライバシー権及び著作権に関して十分留意すること。
- (4) 一度発信された情報は、不特定多数の方に公開され、完全に削除できないことを理解し、誤解を生むような表現を慎み、発信した内容は、発信者、大和市立病院並びに第三者評価及び評判に大きく影響を及ぼす可能性があることを自覚すること。
- (5) 訹謗中傷や礼儀に外れた表現を含む情報発信に十分留意し、意図せずとも自らが発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合は、誠実に対応すること。
- (6) 患者や職員の人権及びプライバシーを侵害すると想定される情報（個人情報、機密情報等）については十分に留意し、投稿を行わないこと。

(情報漏えい等の事故等の対応)

第17条 規程第30条に規定する事故等が発生した場合、その事実を知った職員は、直ちに所属長にその旨を報告し、当該職員から報告を受けた当該長は個人情報管理責任者及び医療安全管理室に報告をしなければならない。ただし、電子カルテ内の個人データの漏えい等の事故等の場合は、所属長は診療情報管理センターの長及び医療安全管理室に報告をし、当該所属長から報告を受けた診療情報管理センターの長は個人情報管理責任者に報告するものとする。

2 個人情報管理責任者は、報告した職員が当該事故等に関係がないときは、当該報告によりいかなる不利益な取扱いも受けることがないよう配慮しなければならない。

3 第1項の規定による報告を受けた個人情報管理責任者は、当該事故等の内容、経緯、被害状況等を調査し、直ちに大和市立病院個人情報管理委員会に報告するとともに、保護責任者、規程第3条に規定する統括責任者及び市長に報告しなければならない。ただし、その事故等が特定者間や守秘義務を課せられた事業者（当院との契約における相手方）間に留まり、その後、速やかに保有個人情報等が回収され、若しくは廃棄されたことを確認できたときは、この項の規定による報告（ただし、大和市立病院個人情報管理委員会への報告は除く。）は要しないものとする。

4 第1項の規定による報告を受けた個人情報管理責任者は、大和市立病院統括保護管理者に対し、報告を受けた事項につき上申するとともに、被害の発生及び拡大の防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報保護主管課長への報告）

第18条 個人情報管理責任者は、規程第30条に規定する事故等（前条第3項ただし書に該当する事故等を除く。）が発生した場合は、個人情報保護主管課長に対し、電話その他の方法により速報するとともに、所定の書式により報告しなければならない。

（事故等における個人情報保護委員会への報告）

第19条 統括責任者は、第17条第1項ただし書に規定する電子カルテ内の個人データの漏えい等の事故等、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第43条各号に掲げる事項に該当する事故等に係る第17条第3項の規定による報告を受けた場合は、速やかに、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（保有個人情報に係る本人への通知）

第20条 統括責任者は、前項の規定による報告をする場合には、法第68条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、規則第43条各号に掲げる事態が生じたことを知った後、速やかに、本人に対し、規則第45条に定める事項を通知しなければならない。

（再発防止のために必要な措置及び本人への連絡等）

第21条 個人情報管理責任者は、事故等が発生した原因の究明及び分析を行い、事故等の影響の範囲を特定するとともに、個人情報保護主管課長と協議の上、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報管理責任者は、原則として、事故等の内容、影響等に応じて、二次被害の防止及び類似事案の発生回避等の観点から、速やかに、事実関係等について、影響を受ける可能性のある保有個人情報等の本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

ただし、次に該当するときは、本人への連絡等を行わないことができる。

- (1) 当該保有個人情報等が外部へ漏えいしていないことが確実であるとき、又は外部へ漏えいした場合であっても、関係機関に留まっており、速やかに回収され、若しくは廃棄されたことを確認できたときであって、本人へ連絡等を行うことで却って混乱を生じるおそれがあるとき。
- (2) その他本人への連絡等を行わないことに相当の理由があると認められるとき。

3 第1項及び第2項の場合において、保護管理責任者が不在のときは、保護責任者がこれを行う。

(公表等)

第22条 個人情報管理責任者は、原則として、事故等の内容、影響等に応じて、二次被害の防止及び類似事案の発生回避等の観点から、速やかに、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表を行うものとする。ただし、次に該当するときは、公表しないことができる。

- (1) 被害者が公表を望まないとき。
- (2) 公表によって、却って二次被害を誘発する危険性があると認められるとき。
- (3) 当該保有個人情報等が外部へ漏えいしていないことが確実であるとき、又は外部へ漏えいした場合であっても、関係機関に留まっており、速やかに回収され、若しくは廃棄されたことを確認できたとき。
- (4) 実施機関以外では、特定の個人を識別することができないとき。
- (5) 事故等による影響が限定的であって、影響を受ける可能性のある本人すべてに連絡がついたとき。
- (6) 捜査又は裁判に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (7) その他非公表とすることに相当の理由があると認められるとき。

(大和市個人情報保護委員会への報告)

第23条 個人情報管理責任者は、遅滞なく、事故等の内容を大和市個人情報保護審査会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、大和市立病院統括保護管理者が定める。

附 則

この要領は、令和6年10月24日から施行する。